

建築物及び建築物の使用に関する違反防止対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 建築物及び建築物の使用に関する違反を防止するために、環境局、健康福祉局、消防局、まちづくり局及び関係部局（以下「関係局」という。）が個別に得た情報を効率的かつ的確に共有し、連携を図り、総合的な対策を推進することを目的として、関係局による建築物及び建築物の使用に関する違反防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 対策協議会は次の事項について協議する。

- (1) 関係局相互の連携体制及び情報交換について
- (2) 関係局相互からの意見及び照会等に基づく合同立入り調査等について
- (3) 違反対策について
- (4) 違反未然防止に向けた取組
- (5) その他必要な事項について

(組織構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長はまちづくり局指導部長を、副座長はまちづくり局指導部建築指導課長をもって充てる。
- 3 建築の取扱いなどの課題に関する検討を行うため、必要に応じ検討部会を設置する。

(会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 協議会が協議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、まちづくり局指導部建築指導課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

なお、従前の建築物及び建築物の使用に関する違反防止連絡協議会設置要綱については、平成 27 年 6 月 9 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

別 表

区 分	関 係 局	部・課	職 名
座 長	まちづくり局	指導部	指導部長
副座長	まちづくり局	指導部建築指導課	建築指導課長
委 員	環境局	環境対策部環境保全課	環境保全課長
委 員	健康福祉局	生活保護・自立支援室	担当課長
委 員	健康福祉局	保健医療政策部生活衛生課	生活衛生課長
委 員	健康福祉局	保健医療政策部医事・薬事課	医事・薬事課長
委 員	消防局	予防部査察課	査察課長